

薬局開設者 各位

旭川市保健所長 鈴木 直己
(保健総務課担当)

取扱処方箋数の届出について

本市の保健衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の13の規定により、薬局における年間の取扱処方箋数については、翌年の3月31日までに届け出るようになっております。

つきましては、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの総取扱処方箋数について、届出願います。

1 届出様式

取扱処方箋数届書（様式第7（第17条関係））

※取扱処方箋数届書（ワード形式）は、旭川市ホームページからダウンロードできます。記載内容については記載例を御参照ください。

【掲載場所】旭川市ホームページ

事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校＞医療機関・薬局等＞申請・届出＞令和6年分取扱処方箋数の届出について

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/iryoukikanyakkyoku/sinseitodokede/d076748.html>)

2 提出方法

(1) 郵送又は持参の場合

〒070-8525

旭川市7条通9丁目総合庁舎4階

旭川市保健所保健総務課

(2) 電子データで提出する場合

yakuji@city.asahikawa.hokkaido.jpに電子メールで送信してください。

※電子メールで提出する場合は、取扱処方箋届書のファイル名及びメールの件名を『【●●●●】令和6年分取扱処方箋数届書』（●●●●は薬局名）としてください。

3 提出期限 令和7年3月31日(月)

4 その他

- (1) 令和6年中における薬局開設期間が3月未満の場合は取扱処方箋届書の提出は、

不要です。

- (2) 年間の総取扱処方箋数の算出に当たっては、眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数のそれぞれ3分の2を乗じて、その他の診療科の処方箋の数と合計してください。
- (3) (2)で算出した総取扱処方箋数を令和6年中の薬局開設期間で除した数（1日当たりの平均処方箋取扱数）が40以下の場合は、取扱処方箋届書の提出は、不要です。

担当：保健総務課 鈴木
電話：0166-26-1111
（内線2946）